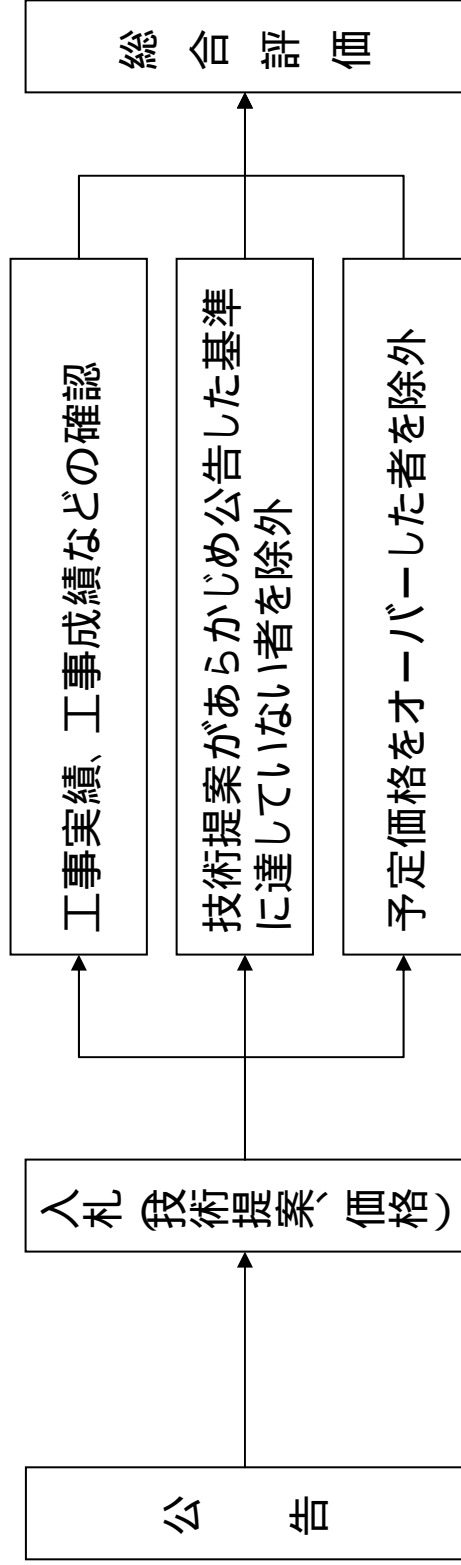
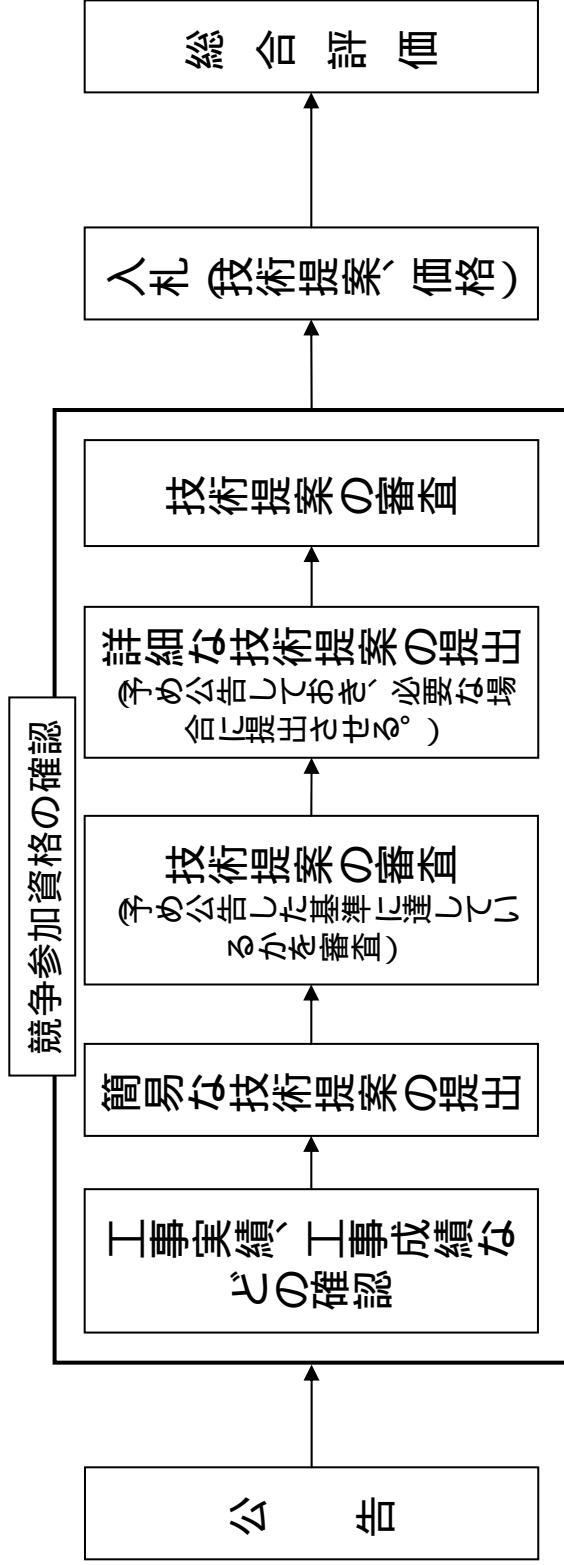


[. 当面の対応策]

技術提案等事後審査型の入札方式



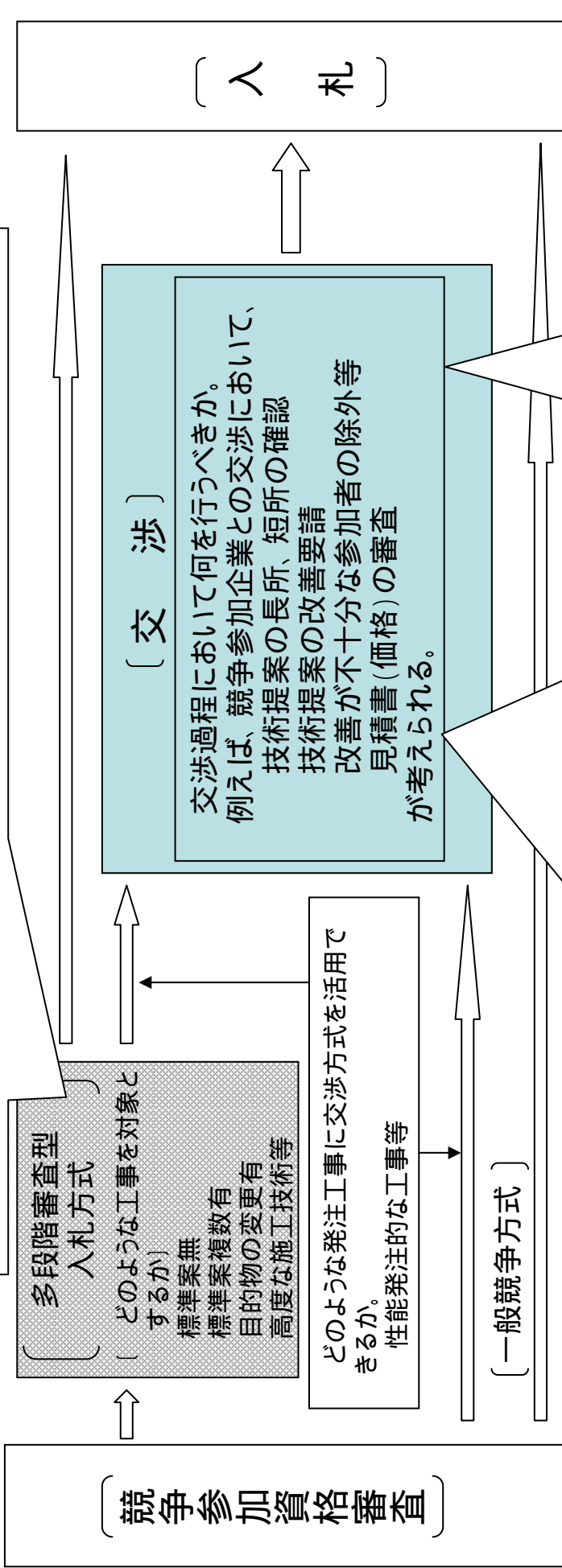
技術提案二段階審査型の入札方式



多段階審査と交渉

〔 導入イメージ案とそれに伴う課題 〕

どのような審査基準で企業を絞り込むか。(事務負担との兼ね合い)
 審査の透明性を担保するため、どこまで事後公表すべきか。
 Selective Tenderingの一形態としての位置付けについてどのように考えるか。



どのような発注工事に交渉方式を活用できるか。
 性能発注的な工事等

〔 一般競争方式 〕

交渉過程の公正性・透明性の確保方をどうするか。

交渉目的・範囲等の事前公表

- ・交渉目的・範囲、除外の基準などをどこまで事前に定め、公表するか。

交渉過程、交渉結果を事後的に公表

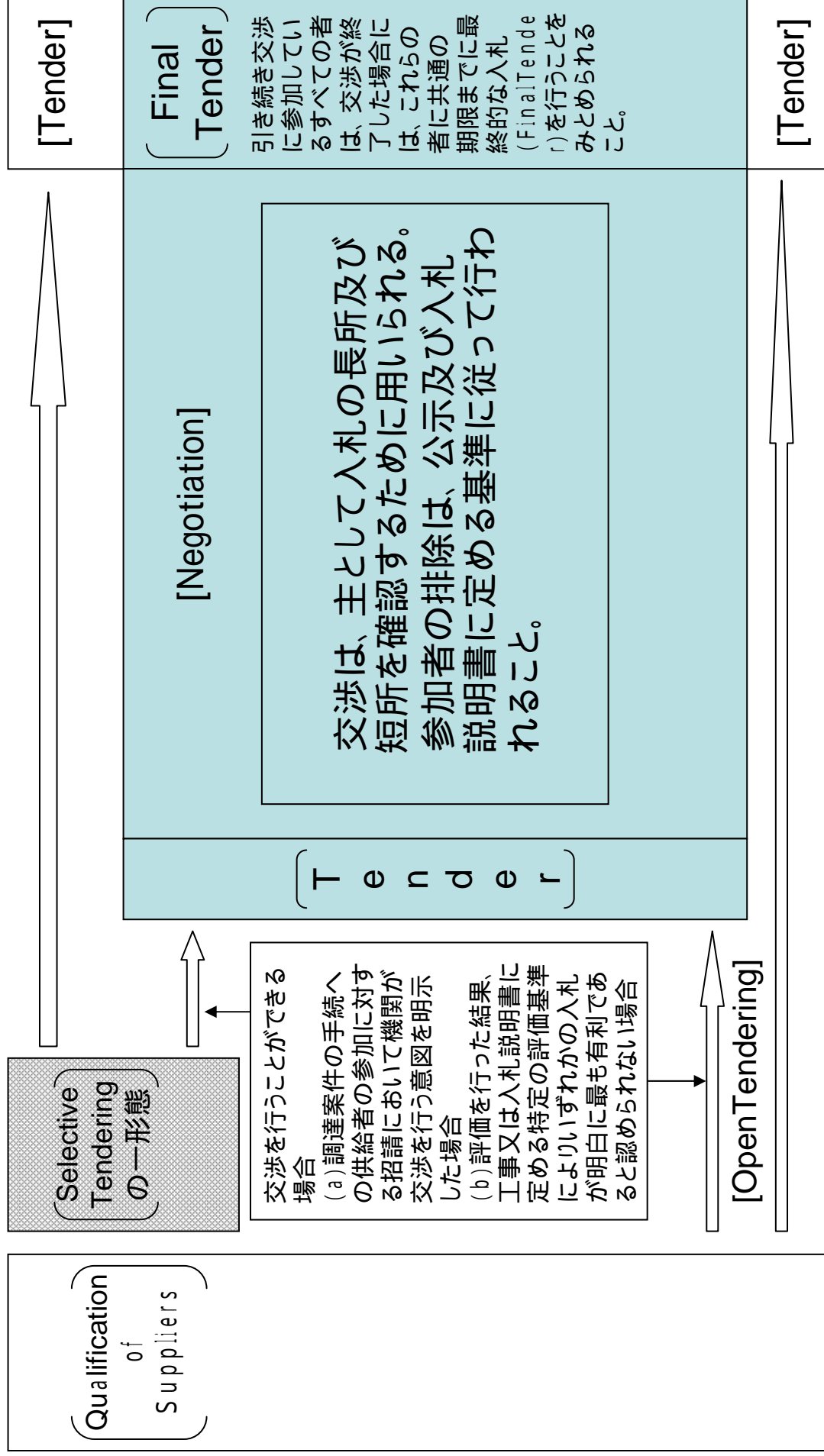
- ・どこまで公表対象とすべきか。

第三者機関の活用

- ・活用を図る第三者機関の組織形態、役割等をどう考えるか。

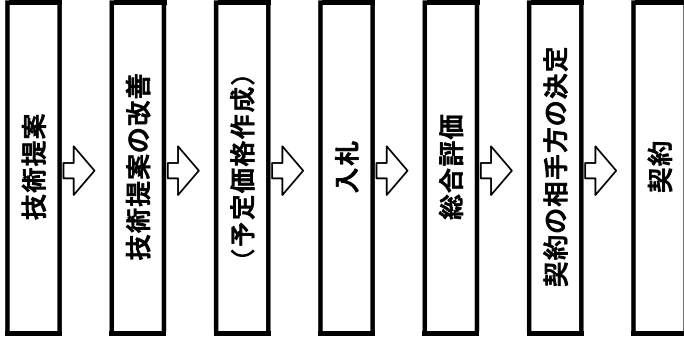
交渉の位置付けについてどのように考えるか。
 ・「競争参加資格審査」との関係
 ・「入札」との関係

(参考) WTO協定上の多段階審査と交渉方式



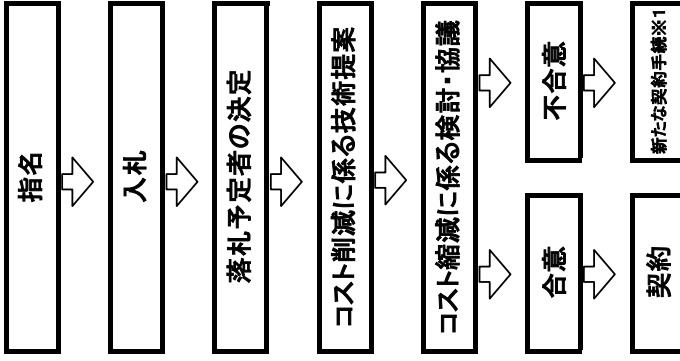
交渉方式の例

○高度技術提案型(品確法)

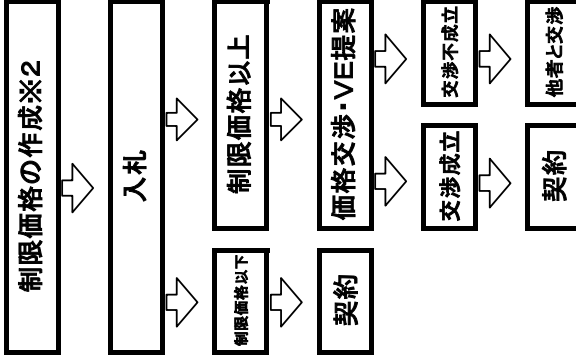


※1「新たな契約手続」とは、第2位の者とは協議は行わず、新たに指名の段階から手続を実施する。

○水資源機構

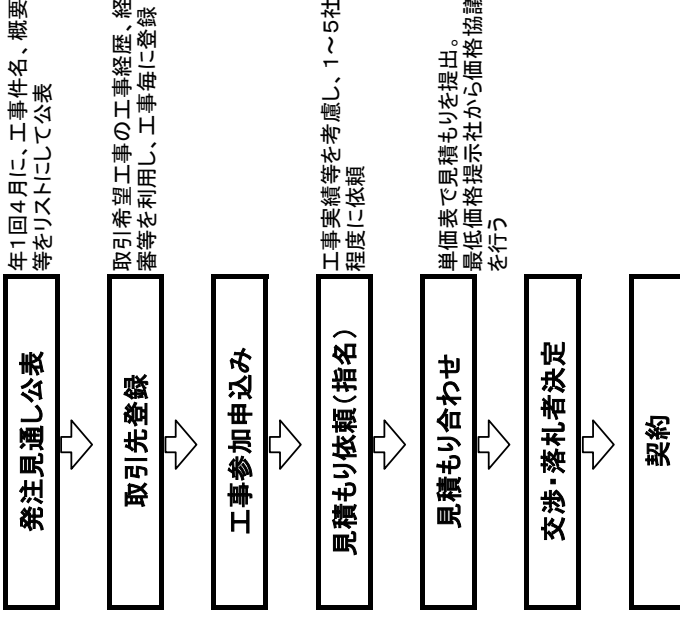


○中部国際空港



※2:制限価格とは、民間コンサルタントを活用して調査を行い、調達可能な最低価格を「資材単価」として採用し、「制限価格」を積算する。
 ・「制限価格」には上限拘束性はなく契約のための参考価格として
 いる。

○民間企業(電力会社)



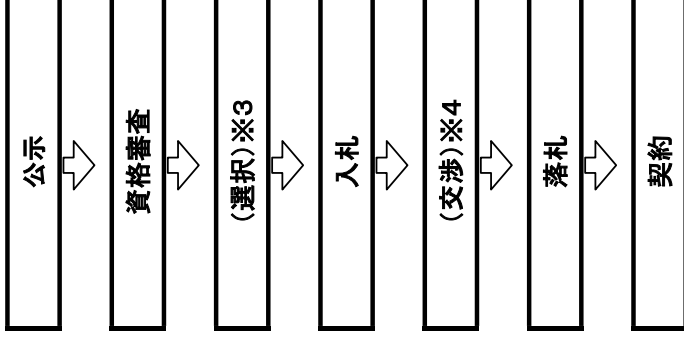
年1回4月に、工事件名、概要等をリストにして公表

取引希望工事の工事経歴、経審等を利用し、工事毎に登録

工事実績等を考慮し、1~5社程度に依頼

単価表で見積もりを提出。最低価格提示社から価格協議を行う

○OWTO上の選択入札



※4交渉とは

・主として入札の長所及び短所を確認するために用いられる(この点がある)手続。
 ・参加者の排除は、公示及び入札説明書に定める基準に従って行われなければならない。
 ・すべての参加者は、交渉が終了した場合、共通の期限までに最終的な入札(Final Tender)を行うことを認められなければならない。

※3選択とは

・選択入札の調達において、当該手続に参加する供給者を選択する手続。
 ・最適かつ効果的な競争と調達制度の効率的運用の両立を図りつつ、できる限り多くの供給者が、公正かつ無差別な方法により選択されなければならない。

WTO政府調達協定上の位置付け

会計法上の位置付け

公開入札 (Open Tendering)

関心を有するすべての供給者が入札を行うことのできる手続

一般競争入札

注：PQ（事前参加資格審査）を伴うため、公開入札の定義との関係が問題

交渉

以下の場合、調達機関は供給者との交渉 (Negotiation) を行うことができる

- ①供給者の参加招請の公示において明示した場合 及び
- ②評価を行った結果、いずれかの入札が最も有利であると認められない場合

交渉は、主として入札の長所及び短所を確認するために用いられる

交渉が終了した場合には、参加しているすべての供給者に最終的な入札 (Final Tender) を行うことが認められなければならない

選択入札 (Selective Tendering)

調達機関によって入札を行うよう招請された供給者が協定の関連規定により入札を行うことのできる手続

指名競争入札

限定入札 (Limited Tendering)

協定第15条に限定列挙された場合において調達機関が供給者と個別に折衝する手続
公開入札・選択入札所定の手続が適用されない（交渉の規定を含む）

随意契約

注：協定上の「入札」(tendering, tender(s)) は、「正式な申し出」の意味であり、会計法上の「入札」より広い概念。

政府調達に関する協定（抄）

第十条 選択の手続

- 1 機関は、選択入札の手続の下で最適のかつ効果的な国際競争が行われるようにするため、調達制度を効率的に運用することとの両立を図りつつ、それぞれの調達計画において、できる限り多くの国内供給者及び他の締約国の供給者を入札に招請する。機関は、公正かつ無差別な方法で、当該手続に参加する供給者を選択する。
- 2 資格を有する供給者の常設名簿を保持する機関は、当該名簿に記載されている供給者の中から入札に招請される者を選択することができる。いずれの選択においても、常設名簿に記載されている供給者は、衡平な機会を与えられる。
- 3 前二条の資格の審査に係る手続を完了するために十分な期間があることを条件として、特定の調達計画に参加しようとする供給者であって資格を有すると認められていないものも入札を行うことを認められ、かつ、これらの供給者に対し考慮が払われる。当該計画に参加することを認められる追加の供給者の数が制限されるのは、調達制度の効率的な運用の観点から行われる場合に限られる。
- 4 選択入札の手続に参加しようとする場合には、テレックス、電報又はファクシミリによって要請することができる。

第十四条 交渉

- 1 締約国は、機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。
 - (a) 第九条 2 の公示（調達案件の手続への供給者の参加に対する招請）において機関が交渉を行う意図を明示した調達の場合
 - (b) 評価を行った結果、公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合
- 2 交渉は、主として入札の長所及び短所を確認するために用いられる。
- 3 機関は、入札書を秘密のものとして取り扱う。機関は、特に、特定の参加者がその入札書を他の参加者の入札書の水準まで改善することを支援することを意図して情報を提供してはならない。
- 4 機関は、交渉において、異なる供給者の間において差別をしてはならないものとし、特に、次のことを確保する。
 - (a) 参加者の排除は、公示及び入札説明書に定める基準に従って行われること。
 - (b) 基準及び技術的要件についてのすべての変更は、引き続き交渉に参加しているすべての者に対し書面により通知されること。
 - (c) 引き続き交渉に参加しているすべての者は、変更された要件に基づき新たな又は修正された提案を行う機会を与えられること。
 - (d) 引き続き交渉に参加しているすべての者は、交渉が終了した場合には、これらの者に共通の期限までに最終的な入札を行うことを認められること。